

(案)

高齢者の見守りの取り組みに関する

協力協定書

高齢者の見守りの取り組みに関する協力協定書

一関市（以下「市」という。）と ●●●●（以下「事業所」という。）は、高齢者の孤立死等を防止するにあたり、高齢者のための地域の見守りの取り組みに関する協力について、以下のとおり協定（以下「協力協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 市、一関地区広域行政組合及び事業所が連携して、支援が必要と思われる高齢者の早期発見に努め、支援についての早期介入を図ることを目的とする。

（事業主体）

第2条 本事業の事業主体は、市とする。ただし、連絡先は、一関地区広域行政組合が設置する地域包括支援センター（以下「包括」という。）とする。

（対象者）

第3条 対象者は、事業所が行っている営業業務等を利用している概ね65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）とする。

（協力内容）

第4条 事業所の従業員が、訪問先で異変等を発見したときは、事業所はその状況等を総合的に判断した上で、必要と思われる場合には、別表に掲げる担当区域の包括へ、以下の各号について連絡を行うことにより、市が行う高齢者の見守りの取り組みに協力を行う。

（1）事業所名

（2）高齢者氏名及び住所（不明な時は、高齢者の近所の状況でも可能）

（3）高齢者の状況

2 事業所の従業員は、倒れている人を発見した場合など緊急性を要する場合には、救急車の手配や警察への連絡を行い、その後、事業所は包括へ連絡を行うものとする。

3 同条第1項各号の連絡を受けた包括では、対応内容等について事業所へ返答する。

（市の責務）

第5条 市は、包括から連絡があった場合、高齢者に対して必要な対応を行う。

2 市は、市が行う高齢者見守りの取り組みの内容及び方法等に変更があった場合は、文書をもって遅滞なく事業所に連絡するとともに、必要に応じて事業所と協議する。

3 市は、高齢者の見守りの取り組みについて広報活動などを通じて地域住民に広く周知するとともに、必要に応じて協力事業所の名称を公表する。

4 市は、事業所が希望する場合、事業所に対し、高齢者の見守りの取り組み協力事業所等のマグネットシート等を配付する。

（事業所の責務）

第6条 事業所は第4条に定める協力を行った際、市、警察及び消防署などから事情聴取を受けた場合には、積極的に協力する。

2 協力協定が終了した場合、事業所は前条第4項により配付を受けたマグネットシート等を速やかに市に返還しなければならない。

3 事業所は見守りの協力を行った際に知り得た個人情報については、高齢者の見守りの取り組みに対する協力中又は終了後においても適切に管理し、本協定以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(不利益の責)

第7条 事業所は、連絡及び通報の有無により生じる対象者の不利益について、その責を問われない。

(有効期間と更新)

第8条 本協定書の有効期間は、本協定締結の日から起算して3年間とし、期間満了の1か月前までに市又は事業所のいずれからも更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定書は同一条件により更新されるものとし、以降も同様とする。

(協定書の変更)

第9条 市と事業所は、本協定書の内容に変更の必要が生じた場合、双方協議の上、行うものとする。

(疑義の解釈)

第10条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合、双方協議の上、解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、事業所がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

市 岩手県一関市竹山町7番2号
一関市
一関市長 勝 部 修

| |
|---|
| 印 |
|---|

事業所 岩手県●●市●●字●●
●●会社
代表取締役 ●● ●●

| |
|---|
| 印 |
|---|

別表

地域包括支援センターの担当区域と名称

| 担当区域 | センターの名称 | 電話番号 |
|---------------------|--|---------------------------|
| | 所在地 | FAX 番号 |
| 一関地域（一関・真滝・舞川・弥栄地区） | さくらまち地域包括支援センター 一関市三関字桜町 36-3 サン・アビリティーズ一関内 | 電話 48-3180 FAX 31-1165 |
| 一関地域（山目・中里・巖美・萩荘地区） | 一関西部地域包括支援センター 一関市竹山町 7-2 一関市役所内 | 電話 21-8618 FAX 31-8344 |
| 花泉地域 | はないずみ地域包括支援センター 一関市花泉町涌津字一ノ町 29 一関市役所花泉支所内 | 電話 36-3021 FAX 82-2515 |
| 大東・東山地域 | しぶたみ地域包括支援センター 一関市大東町渋民字大洞地 55-8 大東保健センター内 | 電話 71-0053 FAX 71-1181 |
| 千厩・室根・川崎地域 | 一関東部地域包括支援センター 一関市千厩町千厩字北方 174 一関市役所千厩支所内 | 電話 51-3040 FAX 51-3044 |
| 藤沢地域 | ふじさわ地域包括支援センター 一関市藤沢町藤沢字町裏 52-2 老健ふじさわ内 | 電話 63-3181 FAX 63-2094 |